

議案第 85 号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 62 年つくば市条例第 22 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 27 日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

(1) 土地

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ア 所在地 | つくば市みどりの南 106 番 1～4、6 及び 107 番 1～2 |
| イ 地積 | 合計 61,181.14 m ² |
| 2 取得金額 | 金 1,872,142,000 円 |
| 3 取得目的 | （仮称）みどりの南小学校及び（仮称）みどりの南中学校建設のため |
| 4 財産所有者 | 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦 |

物件位置図「つくば市みどりの南 106 番 1～4、6 及び 107 番 1～2」

